

堺市立熊野小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法第二条より

2 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめをした子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関と一体になって連携協力に努める。
- (5) すべての子どもを対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期解決に取り組み、さらに再発防止に努める。

3 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 秩序と活気のある教育活動が展開され、すべての子どもに「居場所」と「出番」のある環境づくりを進める。
- (3) 道徳や特別活動での指導を通して、思いやりの心や子ども一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命を大切にする心を育む。
- (4) 学校生活での悩みの解決を図るために、子ども理解や発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口（こころホーンなど）の周知徹底を行ったり、スクールカウンセラー等を活用したりする。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 子どもの自己実現が図れるように、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の工夫・改善を図る。

- (9) ストレスマネジメント教育や教育相談などを通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、スポーツや読書、音楽などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

4 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。 (例：いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。 (例：いじめアンケート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。 (例：いじめ対応チェックリスト、情報モラル教育等)
- (4) 保護者との情報を共有する。 (例：連絡帳、電話・家庭訪問等)
- (5) 地域と連携する。 (例：地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、i システムなどを用いて学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に教育委員会や警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6 いじめアンケート調査の実施

6月中旬、11月中旬、2月上旬の計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

7 「いじめ防止対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学級担任等を構成員とし、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じで見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫・改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を提供する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進級・進学や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部専門家等が参加しながら対応する。
また、いじめ問題への対応として、堺市立学校園に対する指示事項「8 秩序と活気のある学びの場づくり」を参考に校内研修を行い、いじめについての教職員の理解と実践力を深める。

8 重大事態への対処について

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合には、教育委員会等に速やかに報告する。
- ・いじめ防止対策委員会を中核となって調査を行うとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・事実関係を明確にするため徹底した調査を実施し、事実確認は、必ず個別で行う。
- ・管理職が中心となり、いじめに関する情報の収集や記録、対応等、組織的に取り組む。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供する。

【重大事態とは】

- ① いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(※)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合
※年間30日を目安(又は一定の期間連続して欠席している場合)

9 ネット上のトラブル対応について

携帯電話やスマホ、オンラインゲームまた、学校でのタブレットの普及に伴い、SNSやオンラインチャットを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。そのため、少しずつ自分の携帯電話やスマホを持ち始める小学校4年生を対象に「安心ネットづくり出前講座」を実施し、啓発に努める。さらに、「安心安全情報モラル」を活用し、低学年は年に1回以上、中学年・高学年は年に2回以上は情報モラル教育を行う。また、子どもだけでなく、携帯電話やスマホ、オンラインゲームを与える側である保護者にもネットの危険性を十分に理解してもらい、与える際には約束を決め、被害者や加害者になることのないよう安全に利用できるようにする。自分が注意していても、ネット上でのやり取りの中で子どもたちが困ることも想定される。そのときに相談できる機関である警察署の相談窓口や法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局の協力を求める。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

10 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけ等、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感をあたえないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
(観衆への対応)

＜児童のための相談窓口 以下堺市ホームページより引用＞

通園通学している学校園以外の相談するところ（つうえんつうがくしているがっこうえんいがいのそうだんするところ）

子ども電話教育相談 こころホーン（こどもでんわきょういくそうだん こころホーン）

電話072-270-5561（24時間対応）

ソフィア教育相談（そふいあきょういくそうだん）

電話072-270-8121（火曜～土曜日、午前9時～午後5時30分）

ふれあい教育相談（ふれあいきょういくそうだん）

電話072-245-2527（火曜～土曜日、午前9時～午後5時30分）

学校教育部 生徒指導課（がっこうきょういくぶ せいとしどうか）

電話072-340-3478（月曜～金曜日、午前9時～午後5時30分）

いじめ不登校対策支援室（いじめふとうこうたいさくしえんしつ）

電話072-340-0201（月曜～金曜日、午前9時～午後5時30分）

各区企画総務課(西区は総務課、南区は区政企画室)・教育政策課「教育相談窓口」

子どもの家庭教育や学校生活に関する相談に応じます。

〔電話相談〕 〔面接相談〕

堺区教育相談窓口（堺区役所企画総務課内）

電話：072-228-0292

ファクス：072-228-7844

・ネットによるいじめ相談

「堺市 STOP ネットいじめ」にアクセス

URL：<http://www.sakai.ed.jp/kyoikusenta/soudan/kokoro.html>